

日本結核病学会北海道支部会則

(名 称)

第 1 条 本支部は、日本結核病学会北海道支部という。

(目 的)

第 2 条 本支部は、日本結核病学会の目的及び事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 集会
- (2) 支部会員相互の連絡及び親睦
- (3) その他必要な事項

(会 員)

第 4 条 本支部会員は、北海道に在住する日本結核病学会員を原則とするが同会員でなくても支部会員になることができる。その会員構成は、日本結核病学会の会則に準ずるものとする。

(支部名誉会員)

第 5 条 本支部の事業運営に多大の貢献をした満 70 歳以上の会員を、支部評議員会（以下「評議員会」という。）の議を経て支部名誉会員に推薦することができる。

- (2) 支部名誉会員は評議員会に出席して、本支部の運営に関し意見を述べることができる。

(役員及び任期)

第 6 条 本支部に次の役員をおく。

支部長 1 名 幹事 若干名 支部評議員（以下「評議員」という。）若干名 支部監事（以下「監事」という。） 2 名

- (2) 役員の任期は、各々 2 年とする。ただし、重任を妨げない。任期はその任期満了の年の定期学術総会終了日までとする。
- (3) 役員の在任年齢は、満 70 歳までとし、在任中に満 70 歳に達するときは、任期満了をもって退任する。

(支部長)

第 7 条 支部長は、本支部に所属する日本結核病学会評議員の中から互選する。

(2) 支部長は、本支部を代表し会務を総括する。

(3) 支部長事故あるときは、本支部に所属する日本結核病学会理事(以下「理事」という。)が支部長代理として、その職務を代行する。

(幹事の選出)

第 8 条 幹事は次に該当するものとする。

① 理事

② 評議員の中より支部長が委嘱するもの。

(幹事の職務)

第 9 条 幹事は幹事会を組織し、支部長を補佐する。

(評議員の選出)

第 10 条 評議員は 次に該当するものとし、総会の承認を得るものとする。

① 日本結核病学会評議員及び各種委員会委員

② 関連する行政機関の主たる役職にあるもので支部長が委嘱するもの

③ 会員のなかから、支部長が指名するもの

(評議員の職務)

第 11 条 評議員は、評議員会を組織し、本支部の重要な案件を審議する。

(監事の選出)

第 12 条 監事は、評議員の中から支部長が委嘱する。

(監事の職務)

第 13 条 監事は、本支部の会務、会計の状況を監査する。

(会議の召集等)

第 14 条 幹事会及び評議員会は、支部長がこれを召集し、議長には支部長があたる。議事は多数決による。

(集会等)

第 15 条 本支部の集会は、総会、学術集会、幹事会及び評議員会とする。

- (1) 総会は毎年1回以上開催し、役員の改選、会計及び事業の報告を行なう。
- (2) 学術集会は毎年2回開催する。
- (3) 幹事会及び評議員会は、必要に応じ開催する。

(経 費)

第 16 条 本支部の経費は、会費・学会本部よりの交付金及び寄付金をもつてこれに充てる。

(会 費)

第 17 条 会費は、個人会費（1口2,000円）及び施設会費（1口5,000円）とする。

(会計年度)

第 18 条 本支部の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(会則の変更)

第 19 条 本支部会則の変更は、評議員会の過半数を以て決する。可否同数のときは議長が決する。

(2) 前項による議決事項は、総会で報告しなければならない。

付 條

・本会則は平成3年11月30日より施行する。

・一部改正

この改正会則は、平成15年2月22日より施行する。（改正項目 第6条 監事の追加、第7条支部長は評議員の中から互選、支部長事故あるときは、理事が支部長代理、第9条幹事は支部長を補佐、第12条監事の選出、第13条監事の職務、第18条会計年度）

・一部改正

この改正会則は、平成15年5月6日より施行する。（改正項目 第20条 事務所の所在地を札幌市中央区北3条東3丁目から札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ5階に変更）

・一部改正

この改正会則は、平成22年2月27日より施行する。（改正項目 第5条

支部名誉会員を満 70 歳以上と規定 第 6 条 2 項 任期満了日を明記 同 3 項 役員の在任年齢は満 70 歳までと規定、補欠条項を削除 第 7 条 理事の表記を本支部に所属する日本結核病学会理事と明確化 第 8 条 幹事に理事を追加 第 10 条 評議員の選出条件を変更 第 15 条 学会を学術集会に変更 第 19 条 3 分の 2 以上の表記を削除)

・一部改正

この改正会則は、平成 27 年 2 月 21 日より施行する。(改正項目 第 18 条 会計年度の変更 第 20 条事務所の削除)

ただし、第 18 条の改正に関し、改正後の初年度の特例として、平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日の間を会計年度とする。